

欧州特許庁、カンボジアと欧州特許の認証に関する合意文書に署名

2017年1月23日

JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州特許庁（EPO）は、1月23日、カンボジアのプノンペンにて、カンボジアと、カンボジアにおける欧州特許の認証（validation）に関する合意文書に署名した旨、ニュースリリースにて公表した。

EPO のニュースリリースによれば、カンボジアは、本合意によって、出願人は自身の欧州特許出願及び欧州特許を同国で認証することができるようになる。そして、認証された欧州特許出願及び欧州特許は、カンボジアの国内特許と同様の法的効果を有することとなり、カンボジアの国内法に従うこととなる。ただし、その実現のために、カンボジアは、今後、これを実施するための立法措置を執る必要があるところ、カンボジアにおける国内担保法は2017年7月1日（予定であって確定ではない）に採択される見込みとなっている。また、カンボジアでは、WTOに基づき医薬品の特許保護が移行期間中は免除となっているところ、この移行期間中は、欧州特許の認証についても医薬品分野は除外される予定としている。

本ニュースリリースによれば、EPO は、本合意は欧州特許制度の魅力が増す良いニュースであるとし、カンボジアは、欧州特許権者がカンボジアへの投資を検討するインセンティブになると見ているとしている。

なお、EPO とカンボジアは、協力計画（cooperation plan）についても署名し、この協力計画により、カンボジアにおける特許出願や特許付与を管理する能力を強化するとともに、カンボジアにおいて特許保護を受けることによる利益について理解が向上するものとしている。

また、EPO は、これまで、モロッコ（2015年3月1日発効）、モルドバ（2015年11月1日発効）、チュニジア（未発効）との間でも欧州特許の認証に関する合意文書に署名している。

—EPO のニュースリリースは、以下参照—

[Cambodia first Asian country to recognise European patents on its territory](#)

—欧州特許の認証国については、以下参照—

[Validation states](#)

－欧州特許の認証に関する欧州知的財産ニュースについては、以下参照－

(モロッコ)

[欧州特許のモロッコでの認証を可能とする合意が3月1日に発効へ\(2015年1月21日\)\(PDF\)](#)

[欧州特許庁、モロッコと欧州特許の認証について合意\(2010年12月23日\)\(PDF\)](#)

(モルドバ)

[欧州特許のモルドバでの認証を可能とする合意が11月1日に発効へ\(2015年10月13日\)\(PDF\)](#)

[欧州特許庁、モルドバ知的財産庁と欧州特許の認証について合意\(2013年10月24日\)\(PDF\)](#)

[欧州特許庁、モルドバと欧州特許の認証へ向けて交渉開始\(2012年2月3日\)\(PDF\)](#)

(チュニジア)

[欧州特許庁とチュニジアが欧州特許の認証に関する合意文書に署名\(2014年7月8日\)\(PDF\)](#)

[欧州特許庁、チュニジアと欧州特許の認証へ向けた関係強化に合意\(2011年5月13日\)\(PDF\)](#)

(以上)